

|    |    |    |    |   |    |
|----|----|----|----|---|----|
| 館長 | 係長 | 主査 | 主査 | 係 | 合議 |
|    |    |    |    |   |    |

豊浦町中央公民館 使用許可申請書

申請日 令和 年 月 日

豊浦町中央公民館長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏名・代表者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり、豊浦町中央公民館を使用したいので申請いたします。

|                  |  |             |            |             |            |                |
|------------------|--|-------------|------------|-------------|------------|----------------|
| 使用区分             | <input type="checkbox"/> 一般・個人 <input type="checkbox"/> 使用料が免除になる団体 <input type="checkbox"/> 使用料が半額になる団体<br><input type="checkbox"/> 営利事業 <input type="checkbox"/> 葬祭事業 <input type="checkbox"/> その他 |             |            |             |            |                |
| 使用目的             |  |             |            |             |            |                |
| 使用人員             | 大人 人、子供 人  | 連絡先氏名・電話番号  |            |             |            |                |
| 使用期間             | 自 令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分   |             |            |             |            |                |
|                  | 至 令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分   |             |            |             |            |                |
| 使用物品             |  |             |            |             |            |                |
|                  | 午前   | 午後          | 昼間         | 夜間          | 全日         | 暖房料<br>(11~4月) |
|                  | 9:00~13:00   | 13:00~17:00 | 9:00~17:00 | 17:00~21:00 | 9:00~21:00 | 1時間            |
| 小会議室             | 400  | 600         | 800        | 800         | 1,500      | 50             |
| 大会議室             | 400  | 600         | 800        | 800         | 1,500      | 50             |
| 集会室              | 700  | 800         | 1,500      | 1,500       | 3,000      | 200            |
| 調理室              | 500  | 600         | 1,000      | 1,000       | 2,000      | 100            |
| 工作室              | 500  | 600         | 1,000      | 1,000       | 2,000      | 50             |
| 和室               | 500  | 600         | 1,000      | 1,000       | 2,000      | 100            |
| 使用が午前から午後にまたがる場合 | 4時間以内  |             |            | 午後の使用料      |            |                |
|                  | 4時間~8時間  |             |            | 昼間の使用料      |            |                |
| 使用が昼間から夜間にまたがる場合 | 4時間以内  |             |            | 夜間の使用料      |            |                |
|                  | 4時間~8時間  |             |            | 午後と夜間の合算    |            |                |
|                  | 8時間以上  |             |            | 全日の使用料      |            |                |

上記のとおり使用を許可するとともに、次のとおり使用料金を請求いたします。

令和 年 月 日

豊浦町長 杉谷 佳昭



(取扱者 )

|     |     |     |     |    |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 請求額 | 使用料 | 暖房料 | 設備等 | 合計 |
|     |     |     |     |    |

|           |      |
|-----------|------|
| 税率10%(税抜) | 消費税額 |
|           |      |

キ-リ-ト-リ

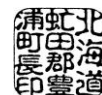
使用許可証及び領収書

令和 年 月 日

使用許可申請者 \_\_\_\_\_ 様

申請のとおり使用を(許可・不許可)します。

豊浦町長 杉谷 佳昭  
(取扱者 )



|     |     |     |     |    |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 請求額 | 使用料 | 暖房料 | 設備等 | 合計 |
|     |     |     |     |    |

|           |      |
|-----------|------|
| 税率10%(税抜) | 消費税額 |
|           |      |

上記使用料金について、正に領収いたしました。

住所 北海道虻田郡字船見町10  
 氏名 豊浦町  
 電話 0142-83-2121

登録番号 T5000020015717

## 使用料の徴収について

使用料が免除になる団体、半額になる団体は下記のとおりです。

### ① 使用料が免除になる団体（豊浦町内）

- 1 行政機関（消防・社会福祉協議会・自治会含）
- 2 農業・漁業関係団体
- 3 教育関係団体（校長会・教頭会・部活動等含）
- 4 社会教育関係団体（文化団体協議会・スポーツ協会本部・PTA連合会・スポーツ少年団）

### ② 使用料が半額になる団体（豊浦町内）

- 1 各学校PTA関係
- 2 文化団体協議会加盟団体
- 3 スポーツ協会加盟団体
- 4 子ども会関係
- 5 サークル関係団体
- 6 青年団・女性団体
- 7 福祉団体
- 8 産業団体

### ③ 使用料が基本額 町民の方（個人・団体）

④ 町内の方が営利目的で使用する場合は③の2倍

⑤ 町外の方が営利目的で使用する場合は④の2倍

使用者は、各号を厳守するとともに参加者にも厳守させるよう願います。

- (1) 許可なく所定の時間を延長しないこと。
- (2) 許可なく所定の場所以外に、はり紙、くぎ打ちなどをしないこと。
- (3) 許可された室以外に出入しないこと。
- (4) 許可なく物品等を搬入しないこと。
- (5) 所定の場所並びに灰皿のある場所以外で喫煙しないこと。
- (6) 許可なく会館の内外で物品を販売若しくは金品の寄付募集等をしないこと。
- (7) 備付の物品等をき損するような行為又は室から許可なく持出さないこと。
- (8) 使用後は、火器を点検し、備品を所定の場所に整理し、清掃の上、係員の検査を受け引継ぐこと。
- (9) その他、使用については、条例並びに管理規則を遵守し、係員の指示に従うこと。